

# 単価契約仕様書

教育委員会事務局生涯学習部  
(担当：宮里・脇 電話：251-0410)

件名	(単価契約) 文書集荷配達業務 (生涯学習部)
予定数量	下記及び別紙のとおり
契約期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日
契約条件	<p>1 業務内容 本業務は、教育委員会事務局生涯学習部にて、文書等の封筒について集荷し、記載された宛先に配達するものである。 なお、上記「文書等」には、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律（信書便法）に規定する「信書」を含まない。</p> <p>2 集荷場所 京都市教育委員会事務局生涯学習部 〔住所〕京都市中京区富小路通六角下る骨屋之町549（元生祥小学校2階）</p> <p>3 代金の支払 (1) 料金は、1ヵ月の配達件数に単価を乗じて算出し、受託業者（以下「乙」という。）が翌月上旬に京都市（以下「甲」という。）の指定する方法により甲に請求する。 (2) (1)における「1ヵ月」とは、月の初日から末日までのことをいう。 (3) 乙は、毎回の集荷時に、甲の職員の確認を受けて伝票を提出し、伝票の合計によって(1)における「1ヵ月の配達件数」を算出する。 (4) 甲は、乙からの請求をもって代金を支払う。 (5) 請求方法等については、別途指示する。</p> <p>4 受託者の条件 乙は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすこと。 (1) 近畿運輸局長による一般貨物自動車運送事業の許可を有していること。 (2) 京都市内に営業所（近畿運輸局の許可基準にいう営業所及び車庫）を有していること。</p> <p>5 集荷 (1) 引取部数の合計が30通以上（宛先は京都府内に限る）で、かつ、甲が集荷を必要とする際に乙へ連絡する。 (2) 引取部数の合計が30通未満の場合でも、甲乙間において協議が成立すれば、甲は乙に対し集荷を依頼することができる。 (3) 集荷日時については、甲乙間においてその都度決定する。</p>

契 約 条 件	<p>6 配達</p> <p>(1) 配達は、土日祝日及び12月29日～1月3日を除き、集荷日から4日以内（集荷日を含む）に行うこと。やむを得ず期日までに配達することが困難である場合には、速やかに甲へ連絡し、甲の指示に従うこととする。</p> <p>(2) 配達先が京都府外である送付物が混入していた場合には、甲の職員に速やかに戻すとともに、集荷時に発行した伝票を修正し再提出すること。</p> <p>(3) 配達方法は、ポストインとする。</p> <p>7 予定数量・種類</p> <p>別紙のとおり。ただし、実際の契約期間中において、甲が依頼する数量は、この値を上回り、又は、下回るができるものとする。</p> <p>8 その他</p> <p>本仕様書に定めのない事項、及び、疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ、その都度決定する。</p>
---------	---

(単価契約) 文書集荷配達業務 (生涯学習部) の予定数量等について

種類		予定数量 (通)
定形	50 g 以内	450
定形外	50 g 以内	280
	100 g 以内	720
	150 g 以内	190
	250 g 以内	180
	500 g 以内	15
	1 kg 以内	10
	2 kg 以内	2
	5 kg 以内	26
合計		1,873

- ※ 配達先は、京都府内に限る。
- ※ 集荷部数は、1回あたり原則30通以上。
- ※ 種類の規格については、日本郵便株式会社の第一種郵便物に準じる。